

宇和島圏域感染症対策連携協議会設置要綱

(目的)

第1条 宇和島圏域における感染症の発生予防及びまん延防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、宇和島圏域感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 感染症の発生防止及びまん延防止のための施策に関する事項
- (2) 医療提供体制の確保及び医療機関等の連携協力体制に関する事項
- (3) 予防計画の推進に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(構成)

第3条 協議会は、次の機関・団体（以下「機関等」という。）で、構成する。

- (1) 郡市医師会（宇和島医師会、南宇和郡医師会）
- (2) 県薬剤師会宇和島支部
- (3) 感染症指定医療機関（市立宇和島病院）
- (4) 医療機関（JCHO宇和島病院、宇和島徳洲会病院、鬼北町立北宇和病院、愛媛県立南宇和病院）
- (5) 消防機関（宇和島地区広域事務組合消防本部、愛南町消防本部）
- (6) 市町（宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町）
- (7) 宇和島保健所
- (8) その他（宇和島保健所長（以下「保健所長」という。）が必要と認める機関等

(委員)

第4条 協議会の委員は、前条に掲げる機関等から推薦のあった者を保健所長が委嘱する。

- 2 協議会の委員は、20人以下とする。
- 3 委員の任期は3年とする。ただし、最初の任期は、委嘱する日の年度の翌々年度の末日とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任させることができる。
- 5 機関等から委員交代の申し出があった場合は、委嘱替えするものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は会長が指名した者をもって充てる。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議は、保健所長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて協議会の会議に委員以外の者を出席させることができる。

(代理出席)

第7条 委員がやむを得ない事情により協議会に出席できない時は、代理の者を出席させることができる。

- 2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。
- 3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(部会)

第8条 協議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会に、部会長及び部会員を置き、会長が指名する。
- 3 部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。
- 4 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(事務局)

第9条 事務局は、愛媛県宇和島保健所健康増進課に置く。

- 2 会議の運営に係る事務は、事務局で行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が、協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月11日から施行する。